

# 福岡県公報

令和 3 年 9 月 17 日  
第 234 号

## 目 次

### 告 示 (第809号 - 第813号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	2
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定	(環境保全課)	3
<b>公 告</b>		
○特定農業用ため池の指定	(農村森林整備課)	3
○特定農業用ため池の指定の解除	(農村森林整備課)	3
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	4
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	7
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	8
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(自然環境課)	9

## 雑 報

○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	9
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	9
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	10
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	11
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	11
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	12
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	12
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	13
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	14
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	14
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	15
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	15
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	16
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	17
○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱に基づく意見募集の結果	(自然環境課)	17

## 告 示

### 福岡県告示第809号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	飯塚直方自転車道	前	直方市溝堀一丁目4679番3先から直方市溝堀一丁目4678番7先まで	12.0 ～ 21.0	200.0
			後	直方市溝堀一丁目4679番3先から直方市溝堀一丁目4676番2先まで	8.0 ～ 8.0	110.0

**福岡県告示第810号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	福岡線	前	太宰府市通古賀五丁目994番4先から太宰府市都府楼南五丁目968番1先まで	13.6 ～ 30.0	290.0
			前	太宰府市通古賀五丁目994番4先から太宰府市都府楼南五丁目968番1先まで	13.6 ～ 29.8	300.0

			後	太宰府市通古賀五丁目994番4先から太宰府市都府楼南五丁目968番1先まで	13.6 ～ 32.0	290.0
--	--	--	---	---------------------------------------	-------------------	-------

**福岡県告示第811号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年9月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	福岡線	太宰府市通古賀五丁目994番4先から太宰府市都府楼南五丁目968番1先まで

**福岡県告示第812号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和3年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定する形質変更時要届出区域  
 宮若市沼口字都地原354番5及び354番8の各一部  
 宮若市沼口字都地266番1、266番4、266番8、277番、281番1、282番1、293番1、293番2、298番1及び309番2の各一部  
 宮若市水原字天神ノ上1009番4、1028番1、1028番3、1035番2、1043番3、1050番4、1050番5、1050番6及び1100番7の各一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31

条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 規則第31条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

**福岡県告示第813号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 3 年 9 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する要措置区域

宮若市沼口字石ヶ崎335番 2 及び335番 4 の各一部

宮若市沼口字都地原354番 1、354番 4、354番 5、354番 6、354番 7、354番 8、354番 9、354番10及び354番11の各一部

宮若市沼口字都地265番 2、265番 3、266番 8、266番10、272番 2、298番 2、298番 3、308番及び309番 4 の各一部

宮若市水原字天神ノ上1000番21、1008番 1、1008番 4、1009番 3、1009番 4、1028番 1、1028番 2、1035番 2、1050番12、1050番17、1050番18、1064番 1、1064番 4、1064番 5、1074番 1、1075番 1 及び1100番 7 の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（土壤汚染対策法施行規則別表第 6 の 1 の項の中欄）

**公 告**

**公告**

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、特定農業用ため池を指定したので、同条第 3 項の規定により次のように公示する。

令和 3 年 9 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所在地	指定年月日
後田ため池	久留米市草野町草野570- 2、570- 3	令和 3 年 8 月 26 日
引水導池	行橋市大字高瀬285- 1 外	令和 3 年 8 月 26 日
鳴山下池	行橋市大字稲童3542 外	令和 3 年 8 月 26 日
鳴山中池	行橋市大字稲童3542	令和 3 年 8 月 26 日

**公告**

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定した特定農業用ため池のうち、次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により公示する。

令和 3 年 9 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所在地	解除年月日
尻長池（下）	福津市手光671	令和 3 年 8 月 26 日
広光池	福津市手光710	令和 3 年 8 月 26 日
大森池（上）	福津市上西郷2006番 1、2006番 2	令和 3 年 8 月 26 日
大森池（下）	福津市上西郷1977番 1、1977番 2	令和 3 年 8 月 26 日
船頭寺池（上）	宗像市土穴一丁目626番地 1	令和 3 年 8 月 26 日

船頭寺池（下）	宗像市土穴一丁目625番地 1	令和 3 年 8 月 26 日
堂女木ため池	久留米市諏訪野町字四反田 1573番 1、1573番 4、1573番 5	令和 3 年 8 月 26 日
由池	田川市大字位登1818番地	令和 3 年 8 月 26 日
ハスワ下溜池	八女市豊福字ハスワ1326	令和 3 年 8 月 26 日
天津池	広川町大字広川字天津池2371番地 1	令和 3 年 8 月 26 日
引水道池	行橋市大字高瀬285- 1 外	令和 3 年 8 月 26 日
鴨山下池	行橋市大字稲童3542 外	令和 3 年 8 月 26 日
鴨山中池	行橋市大字稲童3542	令和 3 年 8 月 26 日

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 9 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
大橋第二土地改良区	令和 3 年 9 月 7 日

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 届出年月日

令和 3 年 8 月 20 日

### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー前原店

(2) 所在地 糸島市浦志一丁目7番7号

### 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 届出年月日

令和 3 年 8 月 20 日

### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー宝町店

(2) 所在地 春日市伯玄町二丁目18番外

### 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日  
令和3年8月20日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 善導寺ショッピングセンター
  - 所在地 久留米市善導寺町飯田393番地の4
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号 外1者	合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 外1者

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号 外7者	合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 外7者

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日  
令和3年8月20日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 みいまちショッピングタウン
  - 所在地 久留米市御井町字大銃場2233番外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
有限会社南筑産業商会 代表者 本多 修三 久留米市御井町2230番地	有限会社南筑産業商会 代表者 本多 修三 久留米市御井町2227番地6

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 届出年月日

令和3年8月20日

#### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 久留米南ショッピングセンター
- 所在地 久留米市大善寺町宮本456

#### 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号	合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目 1 番 1 号

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 ゆめタウン大川
- 所在地 大川市大字上巻字野口430-1外

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

今回の変更計画については、市の条例等に抵触する問題もなく、周辺的生活環境保持の見地からも、特に問題ありません。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 JR久留米駅前第二街区第一種市街地再開発事業計画
- 所在地 久留米市城南町36番1

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- 駐車需要の充足等

久留米市は、「久留米市自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」にて、JR久留米駅周辺を自転車放置禁止区域に指定している。そのため、確実に駐輪場を利用いただくよう、案内掲示等の対策を検討すること。

## (2) 騒音の発生に係る事項

特になし

## (3) 廃棄物に係る事項等

特になし

## (4) 街並みづくり等への配慮等

特になし

## (5) その他

計画地周辺道路工事にあたっては、施工内容を十分に協議の上、道路工事施工承認申請書、道路占用許可申請書を提出した後に行うこと。

他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 届出年月日

令和3年9月1日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス宮司店

(2) 所在地 福津市宮司一丁目463番2外

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

令和4年5月2日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,419.21平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側	54
合計	54

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物北西側	10
合計	10

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南西側	27.0
合計	27.0

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内南西側	4.5
合計	4.5

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物北西側、建物南西側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

## 公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山川2期地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	令和3年9月17日から 令和3年10月19日まで	みやま市役所

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 契約の名称

警察コミュニケーションシステム用通信回線機器賃貸借契約

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札を決定した日

令和3年9月1日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

日通リース&amp;ファイナンス株式会社福岡支店

## (2) 住所

福岡市博多区下呉服町1番1号

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

157,080,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

令和3年7月20日

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留



米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マルショク不知火店
- (2) 所在地 大牟田市不知火町三丁目3番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
変更届出書（令和3年7月26日付け）の記載どおりで問題ありません。

公告

福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年9月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和3年9月17日から令和3年10月18日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2386回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和3年9月17日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称 第2386回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円  
10万通 40組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和3年10月23日から  
令和3年11月16日まで
- 6 抽せん日 令和3年11月19日
- 7 当せん金支払開始日 令和3年11月24日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前後賞	10,000,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	39 本
2 等	1,000,000 円	40 本
3 等	10,000 円	8,000 本
4 等	1,000 円	40,000 本
5 等	200 円	400,000 本
実りの秋賞	30,000 円	2,000 本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2387回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和3年9月17日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2387回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和3年10月23日から  
令和3年11月23日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和3年10月23日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000 円	40 本
2等	100,000 円	400 本
3等	10,000 円	7,000 本
4等	1,000 円	20,000 本
5等	200 円	200,000 本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2388回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和3年9月17日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2388回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
400万通
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和3年10月27日から  
令和3年11月23日まで
- 6 抽せん日 令和3年11月26日
- 7 当せん金支払開始日 令和3年12月1日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	15,000,000 円	1 本
前後賞	2,500,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	39 本
2等	300,000 円	80 本
3等	30,000 円	800 本
4等	5,000 円	4,000 本

5	等	1,000 円	40,000 本
6	等	100 円	400,000 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第20号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2389回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和3年9月17日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2389回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
10万通 40組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和3年11月24日から  
令和3年12月14日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和3年12月17日
- 7 当せん金支払開始日 令和3年12月22日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	39 本
2 等	300,000 円	80 本
3 等	30,000 円	800 本
4 等	5,000 円	4,000 本
5 等	1,000 円	40,000 本
6 等	100 円	400,000 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第21号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2390回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和3年9月17日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2390回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,400,000,000円

700万通

- 4 証 票 金 額 1枚 200円  
 5 発 売 期 間 令和3年12月1日から  
 令和4年1月25日まで  
 6 当せん金支払開始日 令和3年12月1日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	70 本
2 等	100,000 円	1,400 本
3 等	10,000 円	24,500 本
4 等	1,000 円	70,000 本
5 等	200 円	700,000 本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第22号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2391回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和3年9月17日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2391回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
 350万通  
 4 証 票 金 額 1枚 200円  
 5 発 売 期 間 令和3年12月8日から  
 令和4年1月4日まで  
 6 当せん金支払開始日 令和3年12月8日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000 円	35 本
2 等	50,000 円	70 本
3 等	10,000 円	700 本
4 等	1,000 円	7,000 本
5 等	200 円	1,050,000 本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第23号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2392回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和3年9月17日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2392回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
 及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5  
 3 発売総額及び通数 1,800,000,000円  
 10万通 90組  
 4 証票金額 1枚 200円  
 5 発売期間 令和3年12月25日から  
 令和4年1月18日まで  
 6 抽せん日 令和4年1月21日  
 7 当せん金支払開始日 令和4年1月26日  
 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	150,000,000 円	1 本
前後賞	25,000,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	89 本
2等	1,000,000 円	180 本
3等	3,000 円	18,000 本
4等	1,000 円	90,000 本
5等	200 円	900,000 本
お年玉賞	30,000 円	2,700 本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第24号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2393回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和3年9月17日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2393回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
 及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5  
 3 発売総額及び通数 200,000,000円  
 10万通 20組  
 4 証票金額 1枚 100円  
 5 発売期間 令和4年1月5日から  
 令和4年1月25日まで  
 6 抽せん日 令和4年1月28日  
 7 当せん金支払開始日 令和4年2月2日  
 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	15,000,000 円	1 本
前後賞	2,500,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	19 本
2等	300,000 円	20 本
3等	50,000 円	200 本
4等	3,000 円	2,000 本
5等	1,000 円	20,000 本
お年玉賞	100 円	200,000 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第25号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2394回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和3年9月17日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2394回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和4年1月5日から  
令和4年2月1日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和4年1月5日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	300,000 円	30 本
2 等	50,000 円	720 本

3 等	10,000 円	3,000 本
4 等	1,000 円	30,000 本
5 等	200 円	900,000 本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第26号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2395回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和3年9月17日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2395回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円  
10万通 45組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和4年1月12日から  
令和4年2月1日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和4年2月4日
- 7 当せん金支払開始日 令和4年2月9日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000 円	1 本
前後賞	10,000,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	44 本
2等	1,000,000 円	90 本
3等	10,000 円	9,000 本
4等	1,000 円	45,000 本
5等	200 円	450,000 本
新春幸運賞	30,000 円	900 本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第27号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2396回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和3年9月17日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称 第2396回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円

10万通 40組

- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和4年2月9日から  
令和4年3月1日まで
- 6 抽せん日 令和4年3月4日
- 7 当せん金支払開始日 令和4年3月9日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	15,000,000 円	1 本
前後賞	2,500,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	39 本
2等	300,000 円	80 本
3等	50,000 円	400 本
4等	3,000 円	8,000 本
5等	1,000 円	40,000 本
6等	100 円	400,000 本

## 9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第28号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2397回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和3年9月17日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2397回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和4年2月9日から  
令和4年3月8日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和4年2月9日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000 円	60 本
2 等	100,000 円	600 本
3 等	10,000 円	10,500 本
4 等	1,000 円	30,000 本
5 等	200 円	300,000 本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第29号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2398回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和3年9月17日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2398回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円  
10万通 40組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和4年3月5日から  
令和4年3月31日まで
- 6 抽せん日 令和4年4月5日
- 7 当せん金支払開始日 令和4年4月11日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前後賞	10,000,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	39 本
2 等	300,000 円	120 本
3 等	10,000 円	12,000 本
4 等	1,000 円	40,000 本
5 等	200 円	400,000 本
新生活応援賞	30,000 円	800 本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ



これらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

### 西日本宝くじ事務協議会告示第30号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2399回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和3年9月17日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2399回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和4年3月9日から  
令和4年3月31日まで
- 6 抽せん日 令和4年4月5日
- 7 当せん金支払開始日 令和4年4月11日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000 円	1 本
前後賞	2,500,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	29 本

2等	300,000 円	60 本
3等	30,000 円	600 本
4等	5,000 円	3,000 本
5等	1,000 円	30,000 本
6等	100 円	300,000 本

### 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

### 福岡県環境審議会公告

保護回復事業計画の策定に係る答申案について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、意見を募集しました。

意見募集の結果及び知事への答申要旨について、同要綱第8条第1項により、次のとおり公表します。

令和3年9月17日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

- 1 意見募集の対象  
保護回復事業計画の策定に係る答申案
- 2 意見募集の期間  
令和3年8月13日から令和3年8月26日
- 3 意見募集の結果  
提出された意見なし
- 4 知事への答申の要旨  
令和3年9月6日に原案のとおり答申

※ 知事への答申の全文につきましては、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.jp>）

fukuoka.lg.jp/) をご覧ください。